

別添

教員免許更新制度の改善について

(報告)

平成26年3月18日

教員免許更新制度の改善に係る検討会議

目次

はじめに	1
第1章 現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について	2
第1節 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入	3
第1項 現状と課題	3
第2項 改善の方向性	5
第3項 具体的な改善方策	6
(1) 各領域の内容の特性	6
(2) 各領域の時間数の在り方	7
(3) 各領域の具体的な内容の在り方	8
第2節 修了認定試験と修了認定手続の改善	12
第1項 現状と課題	12
第2項 改善の方向性	13
第3項 具体的な改善方策	13
(1) 修了認定試験の作問の在り方	13
(2) 修了認定試験の実施方法の在り方	14
(3) 修了認定手続の在り方	15
第2章 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について	16
第1項 現状と課題	17
第2項 改善の方向性	20
第3項 具体的な改善方策	21
(1) 今後の十年経験者研修の在り方	21
(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方	22
第3章 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について	26
第1節 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有	27
第1項 現状と課題	27
第2項 改善の方向性	29
第3項 具体的な改善方策	30
(1) カード化した「教員免許証」（仮称）の導入	30
(2) 学校関係者による教員免許状情報の確認システムの整備	32
第2節 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実	35
第1項 現状と課題	35
第2項 改善の方向性	36
第3項 具体的な改善方策	37

はじめに

教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成 21 年 4 月に導入され、既に約 5 年が経過した。

この間、必要な刷新を実現する具体的仕組みである免許状更新講習は、大学をはじめとする免許状更新講習開設者（以下、「講習開設者」という。）の尽力により、全国において受講できる環境が整備され、平成 24 年度においては、「必修領域」¹について 751 講習が開設され延べ 92,393 人が受講し、「選択領域」²について 6,893 講習が開設され延べ 255,350 人が受講した。また、講習開設者が受講者に発行した修了（履修）証明書に基づき、免許管理者である都道府県教育委員会による免許状更新講習の修了確認手続も適切に行われており、今日、制度はおおむね定着したと言える。

一方、教育職員免許法附則³においては、制度施行後 5 年を経過した場合において施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとして定められており、受講経験者や講習開設者からは、課題認識や改善を求める声が聞かれる状況にある。

また、グローバル化などの社会の急速な変化を受けて、教員が現代的な教育課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されており、免許状更新講習についても、教員が専門性を向上させる場の一つとして、役割を果たしていくことが期待されている。

本検討会議は、このような経緯や現況を踏まえ、今後の教員免許更新制度のより良い運用に向けて問題を整理し改善策を検討するとともに、教員が職務の遂行に必要な現代的な教育課題について適時最新の知識技能を修得することのできるよう、次の三つの事項について検討を行った。

- (1) 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について
- (2) 免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方について
- (3) その他教員免許更新制度に係る制度面・運用面での改善策について

このたび、検討結果を取りまとめたので、ここに報告する。

教員免許更新制度は、上述のとおり、免許状更新講習が重要な位置付けを持つ。現職教員等は 10 年ごとに大学等で学ぶ機会を、大学等は毎年現職教員等と向き合い教授力を磨く機会を得た今日、この過程を経て更新される教員免許状に託された国民の思いを酌み、全関係者が学校教育の充実に尽力されることを期待する。

¹ 3 ページ参照

² 3 ページ参照

³ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 8 条第 2 項

第1章

現代的な教育課題に対応できる 免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

第1節 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

第1項 現状と課題

「必修領域」の八つの内容が広範にわたるため、各内容の履修深度が浅く、各内容をより深く学びたい・教えたいとの希望が、受講者・講習開設者の各々にある。

「必修領域」は全学校種・免許種共通であるため、現実に勤務校種や所有免許種が異なる受講者のニーズに対して、焦点が合わない、合わせられない。

「必修領域」の八つの内容のうち、現職研修においても必ず扱われる事柄については、受講者によっては、既に学び理解している。

「必修領域」は全受講者に対応するため全国で多数の開設が必要であるが、担当できる講師は一部の専門家に限られており、負担軽減を図る必要性がある。

第2項 改善の方向性

「必修領域」は、全受講者が共通に受講すべき内容を精選する方向で、内容や時間数の見直しを行うことが適当である。

「必修領域」は、受講者のニーズに応じるのみならず、社会の要請を踏まえ、全受講者に理解が求められるものとして設定される点に重要性があるため、「必修領域」から外れる内容を「選択領域」に整理することは望ましくない。

社会の急速な変化を受けて、教員に、現代的な教育課題に対応する指導力が必要。免許状更新講習においても、現代的な教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供される必要がある。

第3項 具体的な改善方策

「必修領域」の時間数を半減（12時間→6時間）し、内容を精選する。

学校種・免許種や教職経験に応じ、教員に共通して理解が求められる内容や現代的な教育課題を適時に多くの対象者が受講できるよう、「選択必修領域」（6時間）を設ける。「必修領域」から五つの内容を移すとともに、現代的な教育課題を位置付ける。

国の教育政策や世界の教育の動向に関する内容を、「必修領域」から「選択必修領域」に移す五つの内容より抽出し、今後とも「必修領域」に位置付ける。

「選択必修領域」は、将来的には12時間とすることを志向することが適切である。

第2節 修了認定試験と修了認定手続の改善

第1項 現状と課題

試験方法は、択一式、空欄補充式、正誤判定式、記述式、計算問題、実技考査など、様々な方法が見受けられ、受講経験者の間に不平等感が存在している。

第2項 改善の方向性

今後とも、様々な実施形態で工夫を凝らし行われている各講習の特徴に応じて、各々適切な試験方法で実施されるべき。

第3項 具体的な改善方策

複数人による試験問題案の検討や、受講者の評価・感想・解答結果を次年度の試験問題の改善に生かすなど、より良い作問に向けた工夫が望まれる。

通学型の免許状更新講習の場合には、講習同日に試験が行われるため、短期記憶力を測るかのようなことにならないよう、工夫が行われることが望ましい。

合否判定に当たっては、各講習の担当講師の判断を基礎に、判定委員会でその適否を確認するなど、より公正な修了認定の工夫が望まれる。等

第1章 現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

第1節 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

第1項 現状と課題

教員免許更新制度の中核的仕組みである免許状更新講習は、「30時間という限られた時間の中で、一定程度内容面で深みを持たせ、また、実益のある講習を実施するためには、全教員が受講する内容を全て統一することとするのは必ずしも効果的でない。むしろ、全教員が必ず受講すべき事項を明示しつつ、その他の必要な事項については、講習の内容についても教員が選択し受講することができるよう取り扱うことが適当である」⁴という考え方の下、制度的な枠組みが設けられた。

具体的には、教育職員免許法⁵において、「講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること」とされている。

また、当該文部科学省令⁶で定める事項は、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」と「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」とされ、前者は「必修領域」、後者は「選択領域」と通称されている。

あわせて、文部科学省告示⁷にその詳細が定められており、「必修領域」は12時間以上、「選択領域」は18時間以上とされている。このうち「必修領域」は、文部科学省令で定める四つの項目について各々二つの内容が定められており、これにより、全ての「必修領域」の講習開設者は、4項目8内容を12時間にわたって開設し、これを全受講者が包括的に受講することとされている。

⁴ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、17ページ

⁵ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項第1号

⁶ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第4条第1項

⁷ 免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成20年文部科学省告示第50号）

このように、「必修領域」は、学校種・免許種にかかわらず共通に履修すべき事項が定められ、全受講者が受講することとされている。受講者による免許状更新講習の事後評価結果⁸によると、全体的に好評価の割合は増加しているものの、「必修領域」は「選択領域」に比べ、やや低く推移している。

このような事後評価結果の推移は、全受講者が共通受講する「必修領域」が、各受講者が選択受講する「選択領域」に比べ、受講者の希望やニーズに合致しづらい点があることを示していると考えられる。この点について、受講者の感想においては、次のような意見や改善を求める声が見受けられる。

- ・講習の内容が多く、消化できない。
- ・扱う内容が多岐にわたり、内容が薄い。
- ・教育センター等の研修と重複している。
- ・受講者が多岐にわたるため、内容が薄い。
- ・幼稚園教員のための内容を十分に扱ってほしい。

また、講習開設者においても、次のような同旨の課題認識が持たれている。

- ・扱う内容が広範囲で中途半端にならざるを得ない。
- ・全学校種の共通内容の捉え方が難しい。
- ・受講者が多岐にわたるため、一般的内容になる。
- ・幼稚園教員には内容が合わない。
- ・受講対象者を分けるべき。

これらの指摘からは、「必修領域」の八つの内容が広範にわたるため、各内容に関する履修深度がある程度浅くならざるを得ない一方、各々の内容について、より深く学びたい・教えたい、という希望が、受講者と講習開設者の各々にあることが伺える。

また、「必修領域」は、全学校種・免許種に共通する内容を扱うことが前提となるが、全学校種・免許種に共通し、かつ、各学校種・免許種にも十分に対応する内容を設定することには困難がある。このため、現実に勤務校種や所有免許種が異なる受講者のニーズに対して、焦点が合っていない・合わせられない、という課題認識が、受講者と講習開設者の各々に生じていると考えられる。

⁸ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第7条第2項、第3項に基づき、講習開設者が受講者による事後評価を行い、当該結果を文部科学省に報告。

さらに、受講者のうち特に公立学校に勤務する現職教員については、法定研修である十年経験者研修をはじめとする各種研修機会が比較的充実している。このため、「必修領域」の八つの内容のうち、例えば学習指導要領の改訂の動向のように、現職研修においても必ず扱われる事柄については、受講者によっては、既に学び理解していると推察される。

このほか、「必修領域」については、全受講者に対応するため全国で多数の講習の開設が必要とされるが、八つの内容を担当できる講師は、教育学の研究者をはじめとする一部の専門家に限られている。このため、特定の者が、毎年、場合によっては年複数回、「必修領域」の講師を担当し続けている状況にあり、講師の負担軽減を図る必要性も指摘されている。

第2項 改善の方向性

上記を踏まえると、「必修領域」については、全受講者が共通に受講すべき内容を精選する方向で、内容や時間数の見直しを行うことが適当である。

ただし、「必修領域」の八つの内容は、教員に共通して求められる資質能力に照らし設定されたものである。したがって、単に内容や時間数を削減し、免許状更新講習全体を縮小することは適切ではない。見直しに当たっては、第1項で整理した現状と課題を踏まえ、次の三つの観点に留意する必要がある。

- 講習開設者が、多くの受講対象者の受講が望まれる内容について、学校種・免許種や教職経験をある程度勘案して講習を設定できるようにし、これにより、各受講者がより効果的に学べるようにすること
- 講習開設者が、各内容についてより深く扱えるようにし、これにより、各受講者がより深く学べるようにすること
- 現職研修で学ぶ可能性が比較的高い内容については、受講者が重複して学ぶことなく、新たな内容を学べるようにすること

加えて、「必修領域」は、受講者のニーズに応じるのみならず、社会の要請を踏まえ、全受講者に理解が求められるものとして設定される点に重要性がある。このため、「必修領域」の内容や時間数を見直した結果「必修領域」から外れる各内容については、単に「選択領域」に当たるものとして整理し講習開設者や受講者の任意に委ねることは望ましくない。

一方、現在、グローバル化などの社会の急速な変化を受けて、教員が現代的な教育課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されている。このような社会の要請に応える観点から、免許状更新講習においても、受講者が現代的な教育課題を学ぶことができるよう、各教育課題の特質により学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供される必要がある。

しかしながら、上述のとおり、「必修領域」については内容を精選すべき状況にあり、適時に新たな内容を追加し深く学べる環境を築くことは難しい。また、「選択領域」についても、講習開設者や受講者の任意に委ねるものであるため、多くの受講対象者の受講を期待することはできない。

これらのことから、「必修領域」の見直しを行うに当たっては、併せて、新たに「選択必修領域」を設けることが適当である。これにより、学校種・免許種や教職経験に応じ、教員に共通して理解が求められる内容や現代的な教育課題を適時に多くの対象者が受講できるとともに、現職研修経験に応じて履修内容を調整することもでき、より効果的に免許状更新講習を受講することが可能となると考えられる。

第3項 具体的な改善方策

(1) 各領域の内容の特性

免許状更新講習の枠組みとして新たに「選択必修領域」を設けると、「必修領域」「選択必修領域」「選択領域」の内容の特性は、下記表のように整理される。

各領域の内容の特性

必修領域	国からあらかじめ示された全国共通の内容（複数の事柄）について、各講習開設者が網羅的に開設する講習を、全受講者が共通受講
選択必修領域	国からあらかじめ示された全国共通の内容（複数の事柄）について、各講習開設者が選択的（又は網羅的）に開設する各講習を、各受講者が選択受講
選択領域	各講習開設者が任意に開設する各講習を、各受講者が選択受講

「必修領域」と「選択必修領域」は、国からあらかじめ全国共通の内容（複数の事柄）が示される点は同じである。一方、「必修領域」の内容は、各講習開設者において網羅的に開設され全受講者が共通受講するのに対し、「選択必修領域」の内容は、各講習開設者において選択的（又は網羅的）に開設され各受講者が選択受講する点が異なる。

（2）各領域の時間数の在り方

「必修領域」「選択必修領域」「選択領域」の時間数の在り方については、現在と同様に、講習開設者における日程の組みやすさや受講者の利便を勘案し、1日6時間を一つのまとまりとして考えることが適当である。これを踏まえると、下記図のように二つの案が考えられる。

【案1】

必修領域（6時間）
選択必修領域（6時間）
選択領域（18時間）

【案2】

必修領域（6時間）
選択必修領域（12時間）
選択領域（12時間）

現在、「選択領域」については、6時間の中で二つの事柄を扱っている例も見受けられるが、新たに導入する「選択必修領域」については、ある程度深く学べるようにする観点から、6時間で一つの事柄を扱うことを基本とすべきである。ただし、現在「必修領域」に位置付けられている内容のうち新たに「選択必修領域」に位置付けられる内容については、事柄によって、6時間で二つの事柄を扱うことも考えられるであろう。

このように、6時間で一つの事柄を扱うことを基本とすると、社会の要請を踏まえ時宜に応じた教育課題を複数学べるようにする観点からは、案2が望まれる。しかしながら、講習開設者においては、「選択必修領域」の導入に伴い改めて体制や事務環境の整備を必要とすることから、新たな枠組みを円滑に導入できるよう、当初は案1に基づくこととし、将来的に案2を志向することが適切である。

(3) 各領域の具体的な内容の在り方

免許状更新講習の主な開設者は大学であることを踏まえ、「必修領域」「選択必修領域」「選択領域」は、いずれも、大学の専門的知見を生かした内容や、最新理論・研究成果を反映しやすい内容で構成することを前提とすべきである。

その上で、「必修領域」については、全受講者が共通受講するにふさわしい内容で構成する必要がある、具体的には、下記のような考え方に基づき構成することが考えられる。なお、「必修領域」は、特に様々な学校種・免許種の者が交流し相互理解を図ることができる貴重な機会として受講者に受け止められており、今後もこの点は大切にしていけるべきであろう。

- 教育的愛情や倫理観など、国民が教員に共通して期待するものを客観的視点から理解し、教員としての使命感や責務を再認識することのできる内容
- 子供や教員・学校が置かれる状況や直面する問題を、子供の発達段階や学校段階を通じて横断的・ふかんに理解することがふさわしい内容

「選択必修領域」については、各受講者が選択受講するものであるが、「選択領域」とは異なり、講習開設者の任意に全面的に委ねられるものではない。具体的には、次のような考え方を重視し構成する必要がある。

- 時宜に応じ社会の要請を踏まえた内容
- 受講者を学校種・免許種や年代に応じてある程度区分することがふさわしい内容
- 研修等を通じ一部の現職教員はある程度学んでいる可能性が高いものの、学んだ経験のない受講者の場合には、積極的に受講が望まれる内容
- 多くの大学等において開設が可能と考えられる内容

上記の考え方に立ちつつ、「必修領域」「選択必修領域」共に、内容として位置付ける具体的事柄を選定するに当たっては、受講者・講習開設者・任命権者（都道府県等教育委員会）・雇用者をはじめとする関係者の意向や社会の要請を踏まえる必要がある。

また、選定の際には、学校の現況への対応に留意するのみならず、受講者が日本の学校教育の発展方向を見据え自らの教育方針を立てていく上で役立つよう、世界の教育の動向や、将来の日本の教育の方向性・あるべき姿を展望し、10年後までの学校教育推進の道程を念頭に置くことが重要である。

以上の考え方にに基づき、関係者に対する調査結果⁹も勘案し検討すると、「必修領域」と「選択必修領域」の内容は、次のように設定することが考えられる。

まず、「必修領域」について、現行の八つの内容のうち「教員としての子ども観、教育観等についての省察」、「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）」、「子どもの生活の変化を踏まえた課題」の三つの内容は、関係者に対する調査結果において、全ての関係者から高い優先度が示された。したがって、今後とも「必修領域」として位置付けることが適当である。

一方、第1章第1節第2項において述べたとおり、「必修領域」は社会の要請を踏まえて全受講者に理解が求められるものとして内容が設定されてきたものである。このことから、「必修領域」から外す残りの五つの内容については、任意に開設・受講が行われる「選択領域」ではなく、「選択必修領域」に位置付けることが適切である。これにより、学校種・免許種や教職経験に応じ、適時に多くの対象者が受講することが可能となる。

ただし、上記のとおり、受講者が日本の学校教育の発展方向を見据え自らの教育方針を立てていく上で役立つようにすることを踏まえると、10年後までの学校教育推進の道程に関する事柄は、全受講者を対象とする「必修領域」に位置付けることが望まれる。

このことから、「選択必修領域」に位置付ける五つの内容のうち、特に「学校を巡る近年の状況の変化」「学習指導要領の改訂の動向等」「法令改正及び国の審議会の状況等」の基盤を成す国の教育政策や世界の教育の動向については、内容を抽出し、今後とも「必修領域」に位置付けることが適当である。

次に、「選択必修領域」については、「必修領域」から移す五つの内容に加え、その他の現代的な教育課題を位置付けることとなるが、これについても同様に、関係者に対する調査結果において示された優先度や10年後までの学校教育推進の道程を踏まえると、下記に掲げる事柄を内容として設定することが考えられる。

⁹ 「免許状更新講習の内容に関する調査」（平成26年1月）文部科学省（対象：講習開設者、都道府県教育委員会・市町村教育委員会、校長等管理職）、「教員免許状更新講習受講者アンケート」（平成25年8月）文部科学省（対象：受講者）、「教員免許状更新講習必修領域の内容に関する需要調査」玉川大学／平成25年度文部科学省委託事業の一環（対象：受講者）

【必修領域】全受講者共通に開設・受講

- 国の教育政策や世界の教育の動向
- 教員としての子ども観、教育観等についての省察（ ）
- 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）（ ）
- 子どもの生活の変化を踏まえた課題（ ）

印は、現行の「必修領域」の内容。下記も同様。

【選択必修領域】学校種・免許種や教職経験に応じ開設・受講可能

- 学校を巡る近年の状況の変化（ ）
- 学習指導要領の改訂の動向等（ ）
- 法令改正及び国の審議会の状況等（ ）
- 様々な問題に対する組織的対応の必要性（ ）
- 学校における危機管理上の課題（ ）
- 教育相談（いじめ・不登校への対応に関するものを含む。）
- 進路指導・キャリア教育
- 学校・家庭・地域の連携・協働
- 道徳教育
- 英語教育
- 国際理解・異文化理解教育
- 教育の情報化（ICTを利用した指導、情報教育[情報モラルを含む]等）

上記のほか、「選択必修領域」の内容として位置付ける事柄の候補として、例えば、環境教育、食に関する指導、思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動、人権教育、懲戒と体罰、教員のメンタルヘルスなどが挙げられる。また、学校における危機管理上の課題については、アレルギー対応、防犯教育、防災教育、情報管理と情報公開など、さらに事柄を具体化・細分化することも考えられる。

これらをはじめ、現代的な教育課題は様々存在し、また、時代の変化の中で刻々と新たな課題も生じるため、国においては、その時々々の社会の要請等を踏まえ、適時適切に「選択必修領域」の内容として位置付ける事柄を選択し、設定していくことが重要である。

また、「選択領域」においても、上記に掲げた候補を参考に、工夫を凝らした講習が開設されていくことが期待される。

各領域の具体的な内容の在り方については上述のとおりであるが、講習の開設の仕方については、受講者の利便を踏まえると、少なくとも「必修領域」と「選択必修領域」は、一つの大学等で受講しやすいよう、同等の収容力が確保されていることが望まれる。このため、各講習開設者においては、「必修領域」の各講習定員の合計数と同数以上となるよう「選択必修領域」の各講習定員の合計数を設定し開設する必要がある。

具体的には、各講習開設者は、上記の「選択必修領域」に掲げた事柄を網羅的に開設するか又は選択的に開設するかの別によらず、1講習当たりの定員規模を小さく設定する場合には、同内容の講習を複数回開設することにより、それらの各講習定員の合計数が「必修領域」の各講習定員の合計数と同数以上となるようにすることが求められる。

このように「選択必修領域」として必要な講習定員の合計数を確保した上で、「選択必修領域」の講習と同内容の講習を「選択領域」において別定員枠で開設することは可能である。「選択必修領域」については、当面の間、受講者が一つを選択し受講することとなるが、中には、「選択必修領域」に位置付けられた複数の講習の受講を希望する者も存在すると考えられる。このため、受講者の申込み動向を踏まえつつ、各講習開設者が可能な範囲で、「選択必修領域」と同内容の講習を「選択領域」において開設することも妥当であろう。

なお、新たな「必修領域」の四つの内容に関しても、これまで同様、学校種・免許種や教職経験に応じてさらに具体化・細分化し深めた内容を「選択領域」の講習として開設することは可能である。

以上の「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入に当たっては、講習開設者や受講者に混乱が生じないよう周知・準備期間を適切に確保し、必要に応じて経過措置を設けることが適当である。また、具体の運用に際しても、講習開設者や受講者に混乱が生じないよう、適切な措置を講じることが必要である。

第2節 修了認定試験と修了認定手続の改善

第1項 現状と課題

免許状更新講習は、「講義のみではなく、事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬授業等を取り入れたりするなどの工夫を図ることが必要である」¹⁰との考え方の下、様々な実施形態が採られてきた。具体的には、これまで大学が主たる講習開設者となり、理論付けられた実践を目指して、講義、グループ討議、実習、実技、現場参観等様々な工夫を凝らして行われてきている。

このような様々な実施形態により行われる免許状更新講習の修了認定については、「限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うこととすることが適当」¹¹であり、また、修了認定の基準については、「最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当」¹²とされてきた。

具体的には、免許状更新講習規則¹³において、「修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行う」こととされ、修了認定の基準は、文部科学省告示¹⁴により、「必修領域」及び「選択領域」について「各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有すること」とされている。

また、試験の方法については、「筆記試験（択一式、論述式を含む。）によるか実技試験（模擬授業の採点等を含む。）によるかを問わない」¹⁵こととされてきた。これを受けて、現在、具体的な試験方法は、択一式、空欄補充式、正誤判定式、記述式、計算問題、実技考査など、様々な方法が見受けられる。

¹⁰ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日）中央教育審議会、45ページ

¹¹ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ

¹² 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ

¹³ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第6条

¹⁴ 免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成20年文部科学省告示第50号）第2項

¹⁵ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ

このように、免許状更新講習は様々な実施形態で行われ、かつ、多様な試験方法が採られているがゆえに、特に全受講者が受講する「必修領域」は、大学や講習によって試験方法が異なることについて、受講経験者の間に不平等感が存在していることが指摘されている。

第2項 改善の方向性

上記を踏まえ、試験方法を統一することも考えられるが、多様な試験方法を採り得る通学型の免許状更新講習に対して、延べ数千から数万人の受講者に対応する通信教育型の免許状更新講習の場合には、限られた期間内で採点を行うため、択一式を採らざるを得ない。このため、試験方法を統一する場合には、全国的に択一式によることとなると考えられる。

一方、修了認定の具体的方法を試験以外によることも考えられるが、例えば、受講者に一定量のレポート作成を求め採点することとした場合には、修了認定を行う大学をはじめとする講習開設者の負担が大きく、実現は難しい。

他方、「限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うことが適当」とされてきたことや、「最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当」とされてきたことに鑑みれば、何らの履修効果の確認も行わず、講習の受講のみをもって修了認定を行うことも適切ではない。

以上のことを踏まえると、免許状更新講習の修了認定については、今後とも、様々な実施形態で工夫を凝らし行われている各講習の特徴に応じて、各々適切な試験方法で実施されるべきと考えられる。

その上で、各講習開設者においては、良質な試験が持続されるよう、作問の工夫や改善に向けた自主的な取組を求めていくことが適当である。

第3項 具体的な改善方策

(1) 修了認定試験の作問の在り方

修了認定試験は、修了認定の基準として最低限の理解が得られている場合に修

了認定を行うこととされていることを踏まえ、基礎的な理解が図られているかを確認することに力点を置くべきである。

ただし、単に講習で扱った知識技能そのものを確認するのみならず、受講者が思考し表現することを通じて基礎的な理解が図られているか否かを確認する方法もあり得る。各講習開設者が修了認定試験の作問を行うに当たっては、これらのことを再認識の上、新しく導入される「選択必修領域」についても対応することが求められる。

また、修了認定試験の作問に当たっては、受講者に、現職教員のみならず、非現職教員も含まれていることに留意し、現職教員か否かの別で解答に有利・不利が生じないようにすることが必要である。

さらに、各講習開設者においては、各講習の担当講師のみに試験問題の作成を任せるのではなく、作問委員会を設けて、あらかじめ複数人で試験問題案を検討することや、受講者による評価や感想、解答結果を参考に次年度の試験問題の改善に生かすなど、より良い作問に向けた工夫が望まれる。

(2) 修了認定試験の実施方法の在り方

修了認定試験は、通学型の免許状更新講習の場合には、講習同日に試験が行われるため、数か月程度学習した後に行われるような試験と異なり、知識技能の定着及びその活用力を測る機能を十分に持ち得ない。このことを勘案し、特に、択一式、空欄補充式、正誤判定式による試験の場合には、数時間前に学んだ事柄の短期記憶力を測るかのようなことにならないよう、要点が理解されているかを確認することに注力した工夫が行われることが望ましい。

なお、択一式や正誤判定式の修了認定試験については、平易過ぎると疑問視する声も一部聞かれる。しかしながら、作問を十分に検討し、問題流布や繰り返しの出題への対策などを適切に行えば、試験として十分に機能するものであり、一概に排除されるべきものではない。

また、後述するように、受講者の利便性を高めるため、通信教育型の免許状更新講習の充実が望まれるが、教員免許更新制度という公的資格制度に係るものである以上、受講や修了認定試験における本人確認は厳格に行う必要がある。このことから、既存の講習開設者が工夫しているように、インターネットを活

用した音声認識・画像認識、毎回受講終了時の個別番号付与及び次回受講時確認、顔写真の勤務先証明など、十分な措置が求められる。

(3) 修了認定手続の在り方

修了認定試験が終了し、合否判定を行うに当たっては、各講習の担当講師の判断を基礎に、判定委員会でその適否を確認するなど、講習開設者においてより公正な修了認定を行うための工夫を行うことが望まれる。

また、修了認定において不合格となった受講者は、次の講習の受講を検討することが少なくないと考えられるため、講習開設者においては、可能な限り早期に修了（履修）証明書を発行し受講者に送付する努力が求められる。

一方、受講者においても、修了認定において不合格になる場合や不測の事態で修了認定試験が受けられなくなることを勘案し、余裕を持って1年目から免許状更新講習を受講することが望まれる。このため、任命権者・雇用者や学校においても、受講対象者に早期受講を勧奨し、受講しやすい環境作りに努めることが必要である。

第2章

現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

第1項 現状と課題

平成23年度において、十年経験者研修と免許状更新講習を同一年度に受ける者に対する十年経験者研修の軽減措置を行った都道府県・指定都市・中核市教育委員会数は21件(19.6%)、十年経験者研修を免許状更新講習として認定している都道府県等教育委員会数は4件(3.7%)であった。

平成23年度において、十年経験者研修対象者12,209人のうち、2,247人(18.4%)が同一年度における免許状更新講習受講対象者であった。

実際に同一年度に十年経験者研修と免許状更新講習を受講した経験者からは、例えば、夏季休業中といえども、水泳教室等の教育活動や職員会議等の校務、教材研究等を行う必要がある中で、十年経験者研修と免許状更新講習の両者を受講することは、負担が重かった、との実感が示されている。

免許状更新講習は、受講対象者の希望も酌み、全国的に8月に最も多く開設されているが、都道府県等教育委員会においても、同時期に各種研修を実施している。このため、十年経験者研修に限らず、現職研修と免許状更新講習の時期が重なる者は存在すると考えられ、部活動の指導や大会、補習等の教育活動や校務がある中で、日程調整の難しさや各活動への支障が指摘されている。

第2項 改善の方向性

現職研修と免許状更新講習は、制度上の趣旨・目的が異なるが、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有している。また、現実として、同時期に両者を受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。さらに、一部の現職教員は、現職研修と免許状更新講習の内容に重複感を抱いている。

このことを踏まえ、現職研修及び免許状更新講習の対象となる現職教員については、各々の制度・仕組みの利点・価値をより良く享受できるようにするとともに、受講者の負担感や重複感の解消を図ることが必要である。

さらに、教職生活全体を通じた教員の学びを支える観点から、免許状更新講習の受講者が、研修や教育活動、校務等との日程調整を円滑に図り、かつ、へき地・離島等の地理的条件によらず柔軟に受講できるようにするとともに、免許状更新講習を通じた学びの成果を教職生活に一層生かしていくことができるような取組を促進すべきである。

第3項 具体的な改善方策

当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、「特別の事情がある場合」として、任命権者が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習の受講時期と重ならないよう、計画することが適当である。

今後の十年経験者研修の在り方については、制度的に一律にその実施時期を設定するのではなく、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討する必要がある。

免許状更新講習の受講者の中には、翌年度教員として採用されることが秋以降に決まり、急ぎ教員免許状の有効性を回復しなければならない者も存在すると考えられるため、秋以降の時期についても、免許状更新講習が開設されることが望まれる。

免許状更新講習の受講対象者が各々の事情に応じてより柔軟に受講できるよう、通信教育型の免許状更新講習の環境を充実していくことが適当である。

免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定を促進し、教員の新たな教員免許状取得に向けた学びを促進すべきである。

第2章 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

第1項 現状と課題

平成12年12月、教育改革国民会議報告¹⁶において、教員の「免許更新制の可能性を検討する」ことが提言された。

これを受け、平成13年4月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し「教員免許更新制の可能性の検討」を含む諮問¹⁷が行われ、教員の適格性確保のための制度としての可能性と、教員の専門性を向上させる制度としての可能性の二つの視点から検討が行われた。その結果、平成14年2月の答申¹⁸では、「なお慎重にならざるを得ない」との結論に至ったことが示された。

一方、上記結論と同時に、中央教育審議会からは、「中堅段階に進んでいく期間の中でも、特に重要な時期である教職経験10年を経過した教員に対し、勤務成績の評定結果や研修実績等に基づく教員のニーズ等に応じた研修を各任命権者が行うものとする」¹⁹ことが提言された。これを受けて、平成14年に教育公務員特例法²⁰が改正され、任命権者による十年経験者研修の実施義務が定められ、翌年4月に施行された。

この後、平成16年10月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「教員免許更新制の導入」の検討を含む諮問²¹が行われた。審議の末、平成18年7月の答申²²では、上記の当初結論を踏まえた上、「今回提言する更新制は、その時々で必要な資質能力に刷新（リニューアル）することを目的とするものであり、平成14年の答申で検討した更新制とは、基本的性格が異なるものである」ことが明示された上、具体の仕組みが提言された。

¹⁶ 「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 -」（平成12年12月22日）教育改革国民会議

¹⁷ 中央教育審議会に対する文部科学大臣諮問「2 今後の教員免許制度の在り方について（1, 3, 4 省略）」（平成13年4月11日）13文科生第22号

¹⁸ 「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」（平成14年2月21日）中央教育審議会、23ページ

¹⁹ 「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」（平成14年2月21日）中央教育審議会、28ページ

²⁰ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条

²¹ 中央教育審議会に対する文部科学大臣諮問「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成16年10月20日）16文科初第759号

²² 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日）中央教育審議会、41ページ

さらに、平成 19 年 1 月には、教育再生会議において第一次報告²³が取りまとめられ、教員免許更新制の導入に向け平成 19 年通常国会への法案提出が提言された。

これに続き、平成 19 年 2 月に文部科学大臣から中央教育審議会に審議要請が行われ、集中審議の結果が取りまとめられた平成 19 年 3 月の答申²⁴においては、「教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）」が提言された。また、「現場の教員の負担軽減の観点から、教員の生涯を通じた研修体制の見直し」が求められるとして、今後の更なる検討の必要性も示された。

これらの経緯の上に、教員免許更新制度の導入のため教育職員免許法が改正されるに当たっては、国会において、「現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること」が附帯決議²⁵された。

当該附帯決議を受け、教員免許更新制度の導入に伴う関係省令・告示の施行通知²⁶においては、現職研修の内容及び日数を精選して実施することが望まれることが示された。具体的には、十年経験者研修の校外研修期間を 5 日間程度短縮することや、免許状更新講習を現職研修として位置付けて実施することが考えられることが、都道府県・指定都市・中核市教育委員会に対して周知された。

このような十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の関係を踏まえて、現在、一部の都道府県等教育委員会では、十年経験者研修と免許状更新講習を同一年度に受ける者が存在することを考慮し、下記のような取組が行われている。

- ・十年経験者研修の校外研修日数を一律削減した。
- ・免許状更新講習の受講を十年経験者研修の一部受講として認める。
- ・免許状更新講習の受講により十年経験者研修の一部受講を免除する。

²³ 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～ - 第一次報告 - 」(平成 19 年 1 月 24 日)教育再生会議

²⁴ 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について(答申)」(平成 19 年 3 月 10 日)中央教育審議会、11～14 ページ

²⁵ 「学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に 対する附帯決議」衆議院教育再生に関する特別委員会(平成 19 年 5 月 17 日)、参議院文教科学委員会(平成 19 年 6 月 19 日)

²⁶ 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について(通知)」(平成 20 年 11 月 12 日)20 文科初第 913 号

- ・都道府県等教育委員会が十年経験者研修の一部を免許状更新講習の認定を受けて実施する。
- ・都道府県等教育委員会が免許状更新講習の認定を受けた大学と連携し、免許状更新講習を十年経験者研修の一部に組み込み実施する。
- ・本人申請により十年経験者研修の受講時期を猶予する。

また、平成 23 年度において、十年経験者研修と免許状更新講習を同一年度に受ける者に対する十年経験者研修の軽減措置を行った都道府県等教育委員会数は 21 件（19.6%）、十年経験者研修を免許状更新講習として認定している都道府県等教育委員会数は 4 件（3.7%）であった²⁷。

一方において、現職研修と免許状更新講習は制度上の趣旨・目的が異なるものであることや、免許状更新講習は個人の責任で受講すべきであるとの考え方、あるいは、免許状更新講習の認定を受け現職研修を実施した場合の対象者殺到の可能性への対応の難しさなどから、十年経験者研修と免許状更新講習の関係について、特段の調整を行っていない都道府県等教育委員会も多い。

このような中、平成 23 年度においては、十年経験者研修対象者 12,209 人のうち、2,247 人（18.4%）²⁸が同一年度における免許状更新講習受講対象者であった。

実際に同一年度に十年経験者研修と免許状更新講習を受講した経験者からは、例えば、夏季休業中といえども、水泳教室等の教育活動や職員会議等の校務、教材研究等を行う必要がある中で、十年経験者研修と免許状更新講習の両者を受講することは、負担が重かった、との実感が示されている。

また、免許状更新講習は、受講対象者の希望も酌み、全国的に 8 月に最も多く開設されているが、都道府県・指定都市・中核市教育委員会や市町村教育委員会においても、同時期に各種研修を実施している実状にある。このため、十年経験者研修に限らず、現職研修と免許状更新講習の時期が重なる者は存在すると考えられ、部活動の指導や大会、補習等の教育活動や校務がある中で、日程調整の難しさや各活動への支障が指摘されている。

²⁷ 「10 年経験者研修実施状況（平成 23 年度）調査結果」文部科学省、対象：107 都道府県・政令都市・中核市教育委員会

²⁸ 同一年度における免許状更新講習受講対象者の人数を把握していない都道府県等教育委員会の十年経験者研修対象者数を除く。

第2項 改善の方向性

上述の経緯を振り返り改めて確認されることは、現職研修は、現職教員のみを対象に、各教員の教職生活全体を通じて資質能力の向上を図るものである一方、免許状更新講習は、現職教員及び非現職教員を対象に、教員という職について時代の変遷の中でその時々社会から求められる資質能力を確保するものであり、制度上の趣旨・目的が異なるということである。

付言すれば、教育基本法²⁹において、教員については、研修の充実が図られなければならないことが定められており、特に教育公務員については、教育公務員特例法³⁰により、任命権者は研修の実施に努めなければならないこととされている。これらに基づき、現職研修は、各現職教員の職能や職務経験に応じてその資質能力の向上を目的に行われる。

一方、免許状更新講習は、教員免許状の所有者（現職教員及び非現職教員）が、免許状授与時（又は更新時）に修得対象とされていなかった最新の知識技能の修得を行うことを通じて、その時々で教員として求められる資質能力の確保・確認を行うことを目的としている。

しかしながら、現職研修と免許状更新講習は、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有している。また、現実として、同時期に両者を受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。さらに、第1章第1節第1項に述べたように、一部の現職教員は、現職研修と免許状更新講習の内容に重複感を抱いている。

このことを踏まえ、現職研修及び免許状更新講習の対象となる現職教員については、各々の制度・仕組みの利点・価値をより良く享受できるようにするとともに、受講者の負担感や重複感の解消を図ることが必要である。

具体的には、任命権者に実施義務がある十年経験者研修を含め、教職経験に応じた現職研修については、任命権者が教員の教職生活全体を通じて体系的に実施するものとし、その中で現職研修と免許状更新講習の受講時期の調整を図り、教員が一層弾力的に受講できるようにすることが適当である。

²⁹ 教育基本法（平成18年法律第120号）第9条第2項

³⁰ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条第2項

あわせて、現職研修と免許状更新講習については、内容についてもできる限り重複を生じさせないよう、各々の良さや特徴を存分に発揮する方向を目指すことが望まれる。例えば、現職研修については現場知や現場経験を十分に生かした内容、免許状更新講習については、大学等講習開設者の専門的知見を生かした内容や最新理論・研究成果を反映しやすい内容を基軸として構成することが適当であろう。

その際、現職研修と免許状更新講習の各々について、受講者にとっての魅力や満足度を高めていくために、現職研修を行う任命権者等と免許状更新講習を開設する大学等が、各研修・講習のねらいや内容・方法について相互に情報提供し考慮できる仕組みを充実していくことが重要となる。例えば、近隣の任命権者等と大学等で連絡協議会を構成し意見交換を行うことや、定期的に情報提供をしようこと、あるいは、ホームページに情報を掲示することなど、各地域の実情に応じた取組を行うことが考えられる。

さらに、教職生活全体を通じた教員の学びを支える観点から、免許状更新講習の受講者が、研修や教育活動、校務等との日程調整を円滑に図り、かつ、へき地・離島等の地理的条件によらず柔軟に受講できるようにするとともに、免許状更新講習を通じた学びの成果を教職生活に一層生かしていくことができるような取組を促進すべきである。

第3項 具体的な改善方策

(1) 今後の十年経験者研修の在り方

任命権者が実施する現職研修は、教員の教職生活の各時期に行われる一方、教員免許状の有効期間は一定であることから、各教員の在職期間によって、いずれかの現職研修と免許状更新講習の受講時期が重なる場合があり得る。

このような中、特に任命権者に実施義務がある十年経験者研修については、現在、教育公務員特例法³¹において、教員の在職期間が「十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に」実施することとされている。

³¹ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条

この規定を活用し、当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、「特別の事情がある場合」として、任命権者が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習の受講時期と重ならないよう、計画することが適当である。

また、十年経験者研修は、「個々の能力、適性等に応じて」実施されるものである。したがって、任命権者は、各現職教員が教職生活の中で得意分野や個性の伸長を適切に図り活躍していくことができるよう、学級・学年運営、教科指導、生徒指導、学校マネジメント、指導的役割、管理職の役割など、様々な研修を開設し、各教員が一層柔軟に受講できるようにすることが望まれる。

さらに、十年経験者研修は、上記のとおり、在職10年前後に実施されるものであるが、これに限らず、現職教員は各々の教職生活の中で、任命権者等が実施する様々な研修に随時参加している。加えて、現在、免許状更新講習の導入により、教職生活の一定時期ごとに学びの機会が設けられている。

これらのことを踏まえ、今後の十年経験者研修の在り方については、制度的に一律にその実施時期を設定するのではなく、各任命権者が、各現職教員の教職生活全体を通じた体系的な学びの環境を柔軟かつ適切に築けるよう、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討する必要がある。

(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

免許状更新講習は、現在、8月に開設時期が集中している。このため、受講者が各々の事情に応じて柔軟に受講できるようにする観点からは、開設時期の分散が望まれるものの、実状として、受講経験者からは、8月中の開設が適当であるとの声が圧倒的に多い現状にある。

また、主たる講習開設者である大学においては、上記の状況や、正規学生の授業・試験、あるいは他の公開講座等との兼ね合いの中で、8月以外の時期に免許状更新講習を開設することが困難な場合が少なくない。

他方、免許状更新講習を受講する非現職教員の中には、翌年度教員として採用されることが秋以降に決まり、急ぎ免許状更新講習を受講・修了して、教員

免許状の有効性を回復³²しなければならない者も存在すると考えられる。また、台風等のやむを得ない事由により 8 月に受講を予定していた免許状更新講習に参加できず、その後の時期に受講しなければならないこともあり得る。

これらのことを踏まえると、秋以降の時期についても、各地の状況や必要性に応じて、任命権者等と講習開設者が調整を図ることなどにより、免許状更新講習が開設されることが望まれる。

あわせて、離島・へき地等の受講対象者を含め、免許状更新講習の受講対象者が各々の事情に応じてより柔軟に受講できるよう、通信教育型の免許状更新講習の環境を充実していくことが適当である。

通信教育型の免許状更新講習については、同時双方向形式の場合には、通学型の免許状更新講習に近い環境が提供されることから、工夫によっては、第 1 章第 1 節第 3 項(3)に述べたような、様々な学校種・免許種の者が交流し相互理解を図る時間を設けることも可能であろう。

一方、一方向形式の場合には、そのような相互理解を図る時間を設けることは困難となる。しかしながら、同時双方向形式の場合には、通学型の免許状更新講習と同様に定まった時間に受講する必要があることに対し、一方向形式の場合には、受講者が各々の事情に応じて時間を配分し柔軟に受講することができるという利点がある。

これらのことを踏まえ、通信教育型の免許状更新講習については、受講者の異なるニーズに応える選択肢として、日々発展する通信・メディア技術の活用を図りつつ、様々な形式を包摂していくことが適当と考えられる。また、同時に、通学型の免許状更新講習についても、通信・メディア技術を取り入れた新たな形式の発展が期待される。

ただし、通信教育型の免許状更新講習については、第 1 章第 2 節第 3 項(2)に述べたように、受講や修了認定試験における本人確認は厳格に行われる必要があり、今後、通信教育型の免許状更新講習の開設を目指す者においては、十

³² 平成 21 年 3 月末以前に授与された教員免許状の所有者で現職教員でない者は、生年月日に応じて定められた修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し修了確認を受けなかった場合、教員免許状の有効性は休眠状態に入る。このため、採用予定が決まった場合には、採用日までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）の確認を受けて、教員免許状の有効性を回復する必要がある。

分な工夫と措置が求められる。

また、インターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習については、受講者がその扱いに慣れていない場合、本人のみならず、これをサポートする講習開設者にも過度に負担がかかっている現状がある。このため、今後の普及に当たっては、例えば、インターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習を集合的に受講できる拠点を各地に築き、受講者や受講経験者同士でサポートし合う環境作りも検討の余地があると考えられる。

さらに、免許状更新講習の申込みについては、いずれの講習開設者においてもインターネットを介して行うこととしているため、受講経験者からは、アクセスの殺到や慣れない手続の中で要する労力や時間を負担に感じる声も聞かれる。このため、各講習開設者においては、可能な範囲で技術的な改善を行うことが望まれる。

加えて現職研修と免許状更新講習について、各々の良さや特徴を發揮する方向を目指しつつ受講者の負担を軽減する観点からは、任命権者等が行う様々な研修のうち、大学の教員を招いて行う最新理論・研究成果を反映した内容を学ぶことを目的とするものなどについては、免許状更新講習と似た性格を持つことから、免許状更新講習の認定を受けて実施することも考えられる。

あわせて、免許状更新講習と免許法認定講習³³は、互いに認定を受けることができるため、この仕組みを積極的に活用し、教員の新たな教員免許状取得に向けた学びを促進すべきである。

これについては、現在、下記のような取組例があり、質の担保を前提として可能な限り開設者の考え方や工夫を尊重する形で認定が行われている。

- ・ 15 時間の免許状更新講習（選択領域）の認定と 1 単位の免許法認定講習の認定
- ・ 6 時間の免許状更新講習（選択領域）× 2 講習の認定と 1 単位（1 時間当た

³³ 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)別表第 3 備考第 6 号及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 34 条以下に基づき、文部科学大臣の認定を受けて行われる講習。現職教員(一定の教員免許状及び教職経験を有する者)が、上位や他種の教員免許状を取得しようとする場合、文部科学大臣が認定する講習(免許法認定講習)、大学の公開講座(免許法認定公開講座)、通信教育(免許法認定通信教育)において修得した単位を、教員免許状の授与要件となる大学において修得を必要とする単位に替えることができる。上記 3 種の講習を総称し、免許法認定講習と通称する。

り 45 分換算) の免許法認定講習の認定

- ・ 7 時間の免許状更新講習 (選択領域) の認定と 1 単位の免許法認定講習の認定 (免許法認定講習の一部を免許状更新講習として実施)

これらの相互認定の仕組みについては、制度的に申請・認定手続が異なるために講習開設者に余り知られていない状況にある。このため、今後、国においては積極的に周知を図るとともに、申請手続を連動させる工夫を行い、認定の促進を図ることが求められる。

第3章

教員免許状情報の一元的把握と 教員免許更新制度の周知方策の充実について

第1節 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

第1項 現状と課題

新教員免許状と旧教員免許状に係る制度は、共通点と相違点があり、両制度の正確な理解は容易ではなく、制度開始後約5年を経過した現在においても、制度の認識不足や誤解が生じており、教員免許状が失効・休眠した状態で授業を実施した例がある。

特に重大なのは公立学校教員の場合であり、修了確認期限をもって教員免許状が失効したことに伴い、教育公務員としての身分を喪失し、失職した例がある。

また、国公立いずれの学校においても、失効・休眠状態の免許状所有者が行った教育活動について、校長判断で補習を行う場合があり、児童生徒に負担が生じている。

第2項 改善の方向性

起因は、免許状所有者が、免許状更新講習の受講や免許管理者（都道府県教育委員会）への申請の必要性・時期を正確に理解・把握できていないことにあると考えられる。

教員免許状を紛失する例が少なくないが、教員免許状はA4サイズ程度の紙媒体で授与され、複数枚所有する者も多く、適切に管理しにくい面があると考えられる。

現職教員に失効者が生じないよう、調査や管理簿の整備など、様々な工夫・努力が行われているが、各種事務は、できる限り軽減する方向を目指すことが適当である。

以上を踏まえ、免許状所有者とともに、学校、採用者、免許管理者等が、免許状所有者の免許状情報のうち必要な事柄を一元的に把握し、簡便かつ的確に共有できる制度的仕組みの導入を検討する必要がある。

第3項 具体的な改善方策

免許状所有者自身が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期とともに、全ての所有免許状を一元的に管理・把握できるよう、カード化した「教員免許証」（仮称）を導入し、免許状所有者が所有することとすることが適当である。

学校関係者が、「教員免許証」所有者の教員免許状情報を適切に把握できるよう、免許状所有者が「教員免許証」を免許管理者に提示して発行を受けられる「教員免許状情報証明書」（仮称）を導入することが適当である。

学校関係者や免許状所有者自身が「教員免許証」上の照合番号を入力して検索を行い教員免許状情報を参照できる簡易検索システムの導入を検討する必要がある。

第2節 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

第1項 現状と課題

新教員免許状の所有者が免許状更新講習の受講や免許管理者への申請の対象者として加わる平成29年頃からは、制度の理解不足や誤解による不本意な失効者が増加する可能性が考えられる。また、免許状更新講習の受講時期を誤り、再度、適切な時期に受講し直さなければならない事態となることが心配されている。

第2項 改善の方向性

新教員免許状と旧教員免許状に係る制度の相違を踏まえた、個人向けの制度周知方策を、改めて工夫・充実する必要がある。特に、情報を得にくい立場にある非現職教員に配慮した策を講じていくことが重要である。

第3項 具体的な改善方策

「教員免許証」を交付する際には、併せて保存・携帯が可能な、制度の概要や具体の運用の要点説明資料を附属することが適当である。

講習開設者の判断で、受講対象者証明を得ていない受講希望者に免許状更新講習の受講を認める運用を行うことが適当である。等

第3章 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

第1節 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

第1項 現状と課題

教員免許更新制度の導入により、教員免許状は、平成21年4月1日以降に初めて授与されたもの（通称：新教員免許状）と、平成21年3月31日以前に授与されたもの（通称：旧教員免許状）とに、制度的に区別される。

新教員免許状は、免許状ごとに有効期間の満了日の定めがあり、二以上の免許状を有する場合、最も遅い日が有効期間の満了日となる。新教員免許状は、有効期間の満了日以前2年2か月の間に免許状更新講習を受講・修了し、申請期限（有効期間満了日の2か月前）までに、免許管理者（都道府県教育委員会）に対し、有効期間更新の申請を行う必要がある。これらを行わない場合、教員免許状は失効する。

この特例措置として、申請した者が、知識技能そのほかの事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合には、免許状更新講習を修了することなく、有効期間の更新を行うことが可能である。

また、現職教員のうち、免許状更新講習を受けることができない者や、文部科学省令で定めるやむを得ない事由により教員免許状の有効期間の満了日まで免許状更新講習の課程を修了することが困難な者は、申請により有効期間を延長することができる。

一方、旧教員免許状は、有効期間の定めがない。旧教員免許状を所有する場合、平成21年4月1日以降に他の教員免許状を授与された場合においても、当該免許状は旧教員免許状となり、有効期間は付されない。旧教員免許状を所有する者は、所有者の生年月日に基づき定められた修了確認期限以前2年2か月の間に免許状更新講習を受講・修了し、申請期限（修了確認期限の2か月前）までに、免許管理者に対し、修了確認の申請を行う必要がある。これらを行わない場合、現職教員の教員免許状は失効し、非現職教員の教員免許状の有効性は休眠状態となる。

この特例措置として、新教員免許状と同様に、申請した者が、知識技能そのほかの事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合には、免許状更新講習を修了することなく、次の修了確認期限の定めを得ることが可能である。

また、現職教員のうち、免許状更新講習を受けることができない者や、文部科学省令で定めるやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な者は、申請により修了確認期限を延期することができる。この申請は、平成 21 年 4 月 1 日以降にほかの教員免許状を授与された者や、修了確認期限が教員免許状の授与後 10 年を越えない者も対象となる。

上記のように、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度は、共通点と相違点があり、両制度の正確な理解は容易ではない。このような中、制度開始後約 5 年を経過した現在においても、免許状所有者の間には制度の認識不足や誤解が生じており、これまでに確認された問題として、次のような事例がある。

- 免許状更新講習の受講の必要性を認識しておらず、未受講のまま修了確認期限を経過
 - 例 1：未受講により失効したことに気付かず勤務・授業実施
 - 例 2：未受講により休眠したことに気付かず採用・授業実施

- 免許状更新講習は受講したが、免許管理者に対する申請の必要性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過
 - 例 3：未申請により失効したことに気付かず勤務・授業実施
 - 例 4：未申請により休眠したことに気付かず採用・授業実施

- 免許状更新講習の免除要件に該当したが、免許管理者に対する申請の必要性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過
 - 例 5：未申請により失効したことに気付かず勤務（教員免許状不要職の事例）

- 修了確認期限の延期要件に該当したが、免許管理者に対する申請の必要性を認識しておらず、未申請のまま修了確認期限を経過
 - 例 6：旧教員免許状所有者が、平成 21 年 4 月以降に授与された免許状を新教員免許状と思い込み、有効期間が先送りになったと誤解

これらの事例のうち特に重大であったのは、公立学校教員の場合であり、修了確認期限をもって教員免許状が失効したことに伴い、教育公務員としての身分を喪失し、失職した例がある³⁴。

また、国公立立いずれの学校においても、失効・休眠状態の免許状所有者が行った教育活動について、校長判断で補習を行う場合があり、児童生徒に負担が生じている。

第2項 改善の方向性

上記のような事態は、現在、旧教員免許状所有者の一部に生じているが、その直接的な起因は、免許状所有者が、免許状更新講習の受講や免許管理者への申請の必要性・時期を正確に理解・把握できていないことにあると考えられる。

また、教員免許状は、授与を受けた後は一般的に自宅に保管することとなるが、保管場所を失念し紛失する例が少なくなく、免許状所有者が、教員免許状を所有する重大性を真剣に捉えていない実状があることも指摘されている。

さらに、教員免許状は、その種類ごとにA4サイズ程度の紙媒体で授与されるが、複数枚の免許状を所有する者も多く、このために、免許状所有者が、免許状を適切に管理しにくい面があると考えられる³⁵。

しかしながら、特に新教員免許状の所有者については、生年月日で免許状更新講習の受講時期を特定できる旧教員免許状の所有者と異なり、所有免許状のうち最も有効期間の満了日の遅い日が免許状更新講習の受講時期を定める基準日となる。このため、当該免許状を紛失した場合には、免許状更新講習の受講時期を誤る可能性があり、本来、所有免許状の管理を徹底することが不可欠である。

³⁴ 失職後、必要な手続を行い新たな教員免許状の授与を受けて再び公立学校の教員として任用されることは可能であるが、教育公務員（地方公務員）としての身分が途切れるため、給与のほか退職金等を含む生涯収入に影響が及ぶこととなる。なお、国私立学校の教員についても教員免許状が失効した時点で教員ではなくなるが、雇用契約等により、法人職員として勤務を継続することが可能である。

³⁵ 所有免許状の一部紛失のほか、修了確認の申請においては、免許状所有者が、現勤務校に係るものなど一部の所有免許状のみを対象に更新手続を行っている例があり得ることが指摘されている。

一方、都道府県教育委員会においては、各授与権者（都道府県教育委員会）が備える授与免許状の原簿情報を教員免許管理システムによって連結し、免許状所有者（個人）ごとに所有免許状情報を把握できる仕組みを構築している。しかしながら、免許状所有者が本籍地や姓名の変更届けを適切に行っていない場合には、当該情報が変更された免許状と変更されていない免許状は、別人の情報として管理されることとなる。このため、授与権者や免許管理者が適切に免許事務を行えるようにするためにも、免許状所有者ごとに所有免許状情報を確実に管理できる環境を整備する必要がある。

あわせて、現在、任命権者や雇用者、学校においては、現職教員に失効者が生じないよう、免許状更新講習の受講及び免許管理者への申請時期にある者の調査や管理簿の整備など、様々な工夫・努力が行われている。しかしながら、その事務負担は小さくなく、また、調査漏れを完全に防ぐことも困難であることから、失効者防止のための各種事務は、できる限り軽減する方向を目指すことが適当である。

以上のことを踏まえ、免許状所有者とともに、学校、採用者、免許管理者等が、免許状所有者の免許状情報のうち必要な事柄を一元的に把握し、簡便かつ的確に共有できる制度的仕組みの導入を検討する必要がある。

第3項 具体的な改善方策

(1) カード化した「教員免許証」（仮称）の導入

まずは、免許状所有者自身が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期とともに、全ての所有免許状を一元的に管理・把握できるようにすることが重要である。このため、カード化した「教員免許証」を導入し、免許状所有者が所有することとすることが適当である。

具体的には、「教員免許証」に、全ての所有免許状に関する情報を電子的に記録するとともに、カードの表裏面に、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期、所有免許状の種類等を印字し、必要な情報を簡潔に認識できるようにすることが望ましい。

「教員免許証」は、カードとすることにより、常時あるいは必要時に携帯することが容易となり、紙媒体の教員免許状と比較し、保管したまま所在不明と

なる事態を防止しやすくなるのではないかと考えられる。

ただし、「教員免許証」の携帯を義務付けることについては、慎重に考えるべきである。仮に学校勤務時における携帯を義務付ける場合には、携帯を忘れた際に教育活動が行えないのではないか、また、そのようなことが起こらぬよう携帯確認調査を行わなければならないのではないかと、といった懸念や検討の必要が生じる。しかしながら、そのような厳格な対応は、学校にかえて混乱や事務負担をもたらしかねず、適当ではない。

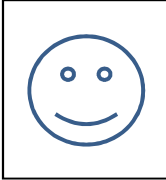
なお、カード化した「教員免許証」には、顔写真を添付することが適当である。これにより、本人確認をよりの確に行うことができ、免許状更新講習における本人確認業務も容易になると考えられる。

また、教員免許状情報を全国的に適切に管理していくため、本籍地や姓名の変更時における授与権者への届出は、義務とする必要がある。

(イメージ)

教員免許証(カード)

(表)

教員免許状の種類	旧免許状	<input type="checkbox"/> 普通・特別 / <input type="checkbox"/> 臨時
教員免許証		
照合番号		
氏名		
生年月日	平成 年 月 日	
免許状有効期限 (修了確認期限)	平成 年 月 日	
修了確認申請期限	平成 年 月 日	
更新講習受講期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
平成 年 月 日交付		県教育委員会 <input type="checkbox"/>

(裏)

所有免許状 中一普社会、高一普公民、高臨家庭
備考 高臨家庭は平成 年 月 日まで有効
修了確認期限延期 平成 年 月 日 平成 年 月 日交付 県教育委員会 <input type="checkbox"/>
* 講習免除者や修了確認期限延期者、新たな免許状取得者も都道府県教育委員会に申請する必要があります。

(2) 学校関係者による教員免許状情報の確認システムの整備

免許状所有者が「教員免許証」を提示することにより、学校関係者も、カードの表裏面の印字から教員免許状情報を確認することができるようになる。ただし、認識できる情報量は、印字可能なカード面積分に限られる。また、カードの表裏面に記載された有効期限内に、法律上の失効・取上げ事由³⁶に該当した場合、目視では当該事実を認識することができない。

このことから、学校関係者が、「教員免許証」所有者の教員免許状情報を適切に把握できるよう、免許状所有者が「教員免許証」を授与権者・免許管理者に提示することにより発行を受けられる「教員免許状情報証明書」（仮称）を導入することが適当である。当該証明書については、採用者が採用試験の際にその提出を求めるなどの活用が考えられる。

あわせて、現職教員については、「教員免許状情報証明書」を、学校が備えなければならない表簿³⁷とすることが考えられる。これにより、学校において、簡便かつ的確に、教員が所有する教員免許状の有効性や免許状更新講習の受講時期等を確認することができるようになる。

ただし、仮に、「教員免許状情報証明書」を全国の国公私立の学校における採用時に活用し、また、全学校において年度ごとに全教員の「教員免許状情報証明書」を備えることとした場合、授与権者・免許管理者である都道府県教育委員会の証明書発行事務は膨大となると考えられる。

このため、カード化した「教員免許証」を所有者本人が提示することにより、採用者や管理職など学校関係者が「教員免許証」上の照合番号を確認してインターネット上の専用ページに入力して検索を行い、「教員免許状情報証明書」と同様の情報を参照・出力・保存できるような、簡易検索システムの導入を検討する必要がある。

これにより、免許状所有者自身も、所有する教員免許状情報の詳細を必要時に簡便に確認できるようになるとともに、採用時や毎年度初頭などの定期に「教員免許証」を学校等に持参し提示することを通じて、教員免許状を所有する重大性を意識することとなり、「教員免許証」の紛失防止にも役立つと考えられ

³⁶ 教育職員免許法第 10 条、第 11 条

³⁷ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条

る。

もとより、教員免許状は教諭等として勤務する上で不可欠な公的資格である。また、学校は、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている³⁸。このことを踏まえ、保護者等も教員免許状情報を閲覧できるよう、学校要覧に教員免許状情報を掲載することや、簡易検索システムから出力し学校に備える教員免許状情報を保護者等の求めに応じて開示することなど、可能な取組を併せて進めていくことが望まれる。

これら一連の取組は、免許状更新講習の修了確認申請時に明らかとなった偽造教員免許状（複写）の提示による教諭への採用・多年にわたる勤務や、失効した教員免許状（原本）の提示による講師への採用・勤務など、相次いで発覚した不正行為者の存在に対し、任命権者・雇用者がその者を教員免許状の所有者と錯誤して採用し学校教育に従事させることを防止し、児童生徒に適正な公教育の環境を保証する観点からも必要と考えられる。

なお、上述のとおり、「教員免許証」のカード表裏面から認識できる教員免許状情報は限られることから、学校関係者をはじめとする第三者が電子的に記録された教員免許状情報を正式に確認したい場合には、当該情報について、授与権者・免許管理者による証明が行われることが妥当である。

このため、簡易検索システムを導入した場合においても、所有者本人が「教員免許証」を提示することにより、授与権者・免許管理者が正式な証明書として「教員免許状情報証明書」を発行する環境を確保する必要がある。

また、その際、免許状所有者と異なる者が、「教員免許証」や発行を受けた「教員免許状情報証明書」を不正使用することを防止する策を講じる必要がある。このため「教員免許証」や「教員免許状情報証明書」に、偽造防止技術を施すことが不可欠である。

あわせて、個人情報保護の観点から、現在、各教員免許状に記載されている本籍地情報については、カード化した「教員免許証」に電子的に記録するものの、カードの表裏面や「教員免許状情報証明書」、簡易検索システム上には表


³⁸ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第43条「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」同条を各学校種に準用。

示しないことが適当である。

以上に述べた「教員免許証」、「教員免許状情報証明書」及び教員免許状情報の簡易検索システムの導入に当たっては、教育職員免許法の改正や教員免許管理システムの改修、免許状別に管理されている教員免許状情報の整理・結合作業、テスト運用など、様々な準備が必要となると考えられる。一方、教員免許状の失効や不正行為等の防止を図るためには、できる限り早期にこれらを導入することがふさわしい。このため、3年後をめどに、「教員免許証」の交付等を開始することを目指すことが望まれる。

(イメージ)

教員免許状情報証明書 (簡易検索システムの表示画面も同様の内容を表示)

教員免許状情報証明書		
教員免許状情報照合番号		
氏名		
免許状有効期限 (修了確認期限) 平成 年 月 日		
普通免許状 (旧制度)		
免許状の番号	教科	授与権者
昭 中一普第 号	社会	県教育委員会
昭 高一普第 号	公民	県教育委員会
特別免許状 (旧制度)		授与都道府県内のみ有効
免許状の番号	教科	授与権者
臨時免許状		授与都道府県内のみ 3年間有効
免許状の番号	教科	授与権者・有効期限
昭 高臨第 号	家庭	県教育委員会・平成 年 月 日
備考		
平成 年 月 日		県教育委員会
		

第2節 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

第1項 現状と課題

上述のとおり、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度は、共通点と相違点があり、両制度の正確な理解は容易ではない。

ただし、旧教員免許状所有者については、生年月日に基づき免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期が定められているため、免許状所有者の生年月日が分かれば、第三者がそれらの時期を特定し、必要な情報提供や助言を行うことが可能である。

また、旧教員免許状所有者のうち非現職教員については、たとえ制度の認識不足で免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期を逃した場合においても、教員免許状の有効性が休眠状態となるのみで失効せず、必要時に免許状更新講習を受講することにより有効性を回復することができる。

一方、新教員免許状所有者については、所有免許状のうち最も有効期間の満了日の遅い日が基準日となり免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期が定まる。このため、免許状所有者から全ての所有免許状の提示を受けなければ、第三者がそれらの時期を特定することはできず、必要な情報提供や助言を行うことも困難となる。

また、新教員免許状については、非現職教員であっても、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期を逃した場合には、教員免許状が失効する。

このため、旧教員免許状の所有者が免許状更新講習や免許管理者への申請の対象者である現在に比べ、新教員免許状の所有者が免許状更新講習や免許管理者への申請の対象者として加わる平成 29 年頃からは、制度の理解不足や誤解による不本意な失効者が増加する可能性が考えられる。

なお、新教員免許状と旧教員免許状の所有者は、いずれも、教員免許状が失効した後に改めて新教員免許状の授与を受けることが可能である。しかしながら、その場合には、免許状更新講習の受講に加え、教職課程で修得した単位の証明書（学力に関する証明書）を大学等から取り寄せ、授与権者に教員免許状の授与申請手続を行う必要がある。このため、非現職教員については、採用が

具体的に予定されている場合などを除き、失効後に改めて教員免許状の授与を受けることは少ないと思われる。

あわせて、旧教員免許状を所有する非現職教員については、受講料を費やして免許状更新講習を受講し教員免許状の有効性を保とうとする者が減少しているとの指摘がある。このため、近い将来、新教員免許状の所有者の失効動向が加わることで、臨時的任用や社会人採用などに向けた潜在的な教員人材層が薄くなり、採用活動や教育活動、研修の後補充などに影響が出る恐れがある。

また、前述のように、新教員免許状の所有者については、最も有効期間の満了日の遅い免許状を紛失した場合、免許状更新講習の受講時期を誤り、受講後の免許管理者への申請時に発覚して、再度、適切な時期に受講し直さなければならない事態となることが心配されている。

加えて、新教員免許状の所有者が、最も有効期間の満了日の遅い免許状を紛失したことを授与権者に申し出ず、かつ、当該免許状について、本籍地や姓名の変更を要するにもかかわらず届出を行っていなかった場合には、免許管理者が、当該免許状情報を把握できない可能性が高い。このため、免許管理者が、本来の受講時期とは異なる免許状更新講習の修了（履修）証明書に基づく申請を受理し、誤認したまま教員免許状の有効期間を更新する恐れも指摘されている。

第2項 改善の方向性

上記のような事態が懸念される背景には、何よりも、免許状所有者自身が、教員免許更新制度について十分に理解していないことがあると考えられる。

このため、カード化した「教員免許証」の導入に加え、新教員免許状と旧教員免許状に係る制度の相違を踏まえた、個人向けの制度周知方策を、改めて工夫・充実する必要がある。

その際、現職教員と非現職教員とでは、教員免許更新制度やその具体の運用に関する情報を得ることのできる環境が異なっていることから、各々の置かれた状況を考慮した対応策を講じるよう留意する必要がある。

特に、教員免許更新制度について情報を得にくい立場にある非現職教員は、臨時的任用等のための潜在的な教員人材であることを踏まえ、制度理解の困難さによって、教員免許状の有効性を保つ意志が揺らぎ更新を諦めることのないよう配慮した策を講じていくことが重要である。

第3項 具体的な改善方策

カード化した「教員免許証」を交付する際には、併せて保存・携帯が可能な形状・形態で、新教員免許状・旧教員免許状に係る制度の概要や具体の運用の要点を分かりやすく説明した説明資料を附属することが適当である。

(イメージ)

制度の概要や具体の運用の要点説明資料

あなたの教員免許状は、「旧教員免許状」です。

(教員免許状の種類)

教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類があります。普通免許状と特別免許状は、授与されてから10年間、臨時免許状は3年間有効です。平成21年3月31日以前に授与された普通免許状と特別免許状は「旧教員免許状」、平成21年4月1日以降に授与された免許状は「新教員免許状」といいます。「旧教員免許状」所有者が平成21年4月1日以降に新しい免許状を取得しても、「旧教員免許状」となります。

(教員免許更新制度)

「旧教員免許状」所有者のうち現職教員の方は、教員免許証に記載された「更新講習受講期間」に免許状更新講習を受講し、「修了確認申請期限」までに免許管理者(都道府県教育委員会)に「修了確認申請」をしなければなりません。期日までに受講・申請をしない場合、「修了確認期限」の翌日、教員免許状は失効し、教員ではなくなります。ただし、免許状更新講習を受講し教員免許状の授与申請をして新教員免許状の授与を受けることにより、再度教員になることはできます。

「旧教員免許状」所有者のうち現職教員でない方は、過去教員であった場合や、教員として採用予定である場

また、教員免許状の授与を受ける以前の教員免許制度の周知機会として、教職課程において教員免許更新制度の概要説明が行われており、これを充実する

ことも考えられる。しかしながら、学生は、まずは教員免許状の授与を受けられるよう履修を行うことに意識が傾いており、教員免許状の更新や失効といった将来的な事柄については、実感や現実味が薄い状況にある。

このため、教職課程においては、教員への採用が決まった者を中心に、より多く情報提供を行うことが妥当である。その際、教職課程に関わる教職員には教員免許更新制度に詳しい者は多くないと考えられることから、同制度について、教職員と学生双方が理解を深めやすいよう、文部科学省が作成したリーフレットなどを活用・配布することが考えられる。

加えて、採用内定時期においては、任命権者や採用者、服務監督権者が、採用予定者の教員免許状の有効性を確認することが不可欠であり、その機会を利用して、制度の周知を行うことが適切である。あわせて、初任者研修をはじめとする適時の研修時においても、繰り返し周知を図っていくことが望まれる。

また、免許状更新講習を開設する大学等のホームページには、現職教員・非現職教員が共にアクセスすることから、全ての講習開設者において、文部科学省の教員免許更新制度に関するホームページにリンクを張り、関係者が閲覧しやすくすることも制度周知の一助となるであろう。

ただし、免許状更新講習については、非現職教員の受講が制度的に制限されており、受講できる場合について講習開設者や文部科学省のホームページで説明されているものの、非現職教員が的確に理解することは難しい状況にある。

具体的には、非現職教員のうち、教員経験者や採用予定者は、勤務先や採用先の証明を受けることにより、免許状更新講習の受講対象者として認められるが、採用予定のない受講希望者については、都道府県教育委員会等に臨時的任用希望登録を行い、その証明を受けることによって受講対象者として認められる運用がなされている。しかしながら、この運用については情報が得づらく、また、都道府県教育委員会等や学校種によっては、臨時的任用希望登録の仕組みが設けられていないため、受講対象者証明を受けられない場合もある。

このような現状を踏まえ、非現職教員が免許状更新講習を受けやすい環境を充実するため、免許状更新講習の受講申込者数が定員に達していない場合の追加募集や、受講者が比較的集中しない時期において、講習開設者の判断で、受講対象者証明を得ていない受講希望者に免許状更新講習の受講を認める運用を行うことが適切である。

なお、新教員免許状の所有者が免許状更新講習の受講を開始する平成 29 年頃からは、受講者数が、現行の約 9 万人に対して、数万人程度拡大することが見込まれる。

また、新たな認定こども園制度の施行³⁹により、幼稚園教諭免許状と保育士資格の双方の所有が義務付けられている保育教諭として勤務するため、幼稚園教諭免許状を所有する保育士による免許状更新講習の受講が増加することも予想される。

これらのことから、今後、全国的に必要な免許状更新講習の開設規模を十分勘案しつつ、各講習開設者の可能な範囲で、受講対象者証明を得ていない受講希望者の受講を認める運用を進めていくことが適切である。

最後に、本検討会議においては、1 学期の途中で授業担当者の教員免許状の失効・休眠が判明する事例が比較的多いことを踏まえ、対応策として、旧教員免許状に係る修了確認期限や新教員免許状の有効期間を 1 学期間程度延長し、これに合わせて免許状更新講習の受講期間や免許管理者への申請時期を変更する案も検討した。

しかしながら、当該対応策は、定着しつつある制度や事務の運用に変更をもたらすため、免許状所有者や学校関係者に混乱をもたらす可能性が高く、また、現在、都道府県教育委員会等において徹底して失効等防止の努力が行われていることから、不要との考えに至ったことを付言する。

³⁹ 平成 27 年 4 月予定

教員免許更新制度の改善について（報告）概要

教員免許更新制度の改善について（報告）概要

教員免許更新制度の改善に係る検討会議（平成 26 年 3 月 18 日）

検討の背景

教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成 21 年 4 月に導入され、既に約 5 年が経過。

教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後 5 年を経過した場合に検討を加え必要な措置を講ずることを規定。

また、グローバル化などの社会の急速な変化を受け、免許状更新講習において、教員が適時に現代的な教育課題を学べるようにすることが求められている。

具体的な改善方策

現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

(1) 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

【現状】

（受講者・講習開設者）

・必修領域（八つの内容）の各内容の履修深度が浅く、より深い履修・教授を希望。全学校種・免許種共通のため、各学校種・免許種のニーズに焦点が合わない。現職研修においても必ず取り扱われる事柄は、受講者によっては既に学び理解。

（社会の要請）

・社会の急速な変化を受け、教員に、現代的な教育課題に対応する指導力が必要。免許状更新講習においても、現代的な教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供されることが必要。

【改善策】

「必修領域」を精選

全受講者が共通して学ぶ内容や時間数を削減（12 時間 6 時間）。

国の教育政策や世界の教育の動向、教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）子どもの生活の変化を踏まえた課題。

「選択必修領域」を新設

学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域を設定（6 時間）。

学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、教育相談（いじめ・不登校への対応に関するものを含む。）進路指導・キャリア教育、学校・家庭・地域の連携・協働、道徳教育、英語教育、国際理解・異文化理解教育、教育の情報化（ICT を利用した指導、情報教育[情報モラルを含む]等）（～ は必修領域から移す内容。）

(2) 修了認定試験と修了認定手続の改善

複数人による作問検討、受講者の評価や解答結果を踏まえた次年度試験の改善
各講師が行った合否判定の判定委員会における適否確認等、より公正な修了認定の工夫 等

現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

(1) 今後の十年経験者研修の在り方

【現状】

- ・現職研修と免許状更新講習は、制度上の趣旨・目的が異なるが、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有する。
- ・現実として、十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習を同時期に受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。



【改善策】

当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、教育公務員特例法に定める「特別の事情がある場合」として、任命権者（都道府県等教育委員会）が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習と重ならないよう計画することが適当。

今後の十年経験者研修の在り方については、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討することが必要。

(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実
免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定による新たな教員免許状取得に向けた学びの促進 等

教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

(1) 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

【現状】

- ・免許状所有者が免許状更新講習の受講や免許管理者（都道府県教育委員会）に対する申請の必要性・時期を認識しておらず、教員免許状が失効・休眠した状態で勤務・採用、授業を実施した事例あり。
- ・特に、公立学校教員は、教員免許状の失効により教育公務員の身分を喪失し失職。
- ・失効・休眠した教員免許状の所有者が行った教育活動は校長判断で補習。児童生徒に負担が生じている。
- ・教員免許状は種類ごとにA4サイズ程度の紙媒体で授与。複数所有する者も多く、紛失しやすい。



【改善策】

免許状所有者が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期、全所有免許状を一元的に管理・把握できるよう、カード化した「教員免許証」（仮称）を導入。

学校関係者や免許状所有者が「教員免許証」上の照合番号を入力し、免許状情報を確認できる簡易検索システムを導入。出力した教員免許状情報を表簿として学校に備え付け。授与権者（都道府県教育委員会）・免許管理者が情報を正式に証明する「教員免許状情報証明書」（仮称）も導入。

(2) 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

「教員免許証」を交付する際に、併せて保存・携帯が可能な、新・旧教員免許状に係る制度概要や具体の運用に関する要点説明資料を附属するなど周知方策を充実。

情報を得にくい非現職教員が免許状更新講習を受けやすいよう、講習開設者の判断で、追加募集等において、受講対象者証明書のない者の受講を認める運用を行う。

附 属 资 料

「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」設置要項

平成 2 5 年 9 月 6 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

平成 2 1 年 4 月より教員免許更新制度が導入され、すでに 4 年が経過したが、教育職員免許法附則（平成 1 9 年法律第 9 8 号）においては、教員免許更新制度の導入後 5 年を経過した後に、免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずることとされている。

また教員が、グローバル化などの社会の急激な変化を受けて、現代的な諸課題に対応する指導力を身につける必要性が指摘されており、これに対応するため、免許状更新講習に係る枠組みや内容の見直しが求められている。

このため、本検討会議では、これまでの教員免許更新制度に係る諸問題を整理し改善策を検討するとともに、教員が職務の遂行に必要な現代的な課題について、適時最新の知識・技能を修得することのできるよう、教員免許更新制度全般について、専門的な見地から検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について
- (2) 免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方について
- (3) その他教員免許更新制度に係る制度面・運用面での改善策について

3. 構成員

本検討会議の委員は、別紙の者により構成するものとし、必要に応じて委員を追加することとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成 2 5 年 9 月 6 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとし、必要に応じて期間を更新することとする。

5. その他

本検討会議にかかる庶務は、初等中等教育局教職員課において処理する。

「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」委員名簿

平成25年9月6日

敬称略・五十音順

内 田 隆 二	千葉県教育庁教育振興部教職員課免許班管理主事
小 川 正 人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
片 平 克 弘	筑波大学人間系教授・教員免許状更新講習推進室長
後 藤 宜 則	東京都教育庁人事部選考課課長補佐
鈴 木 啓 之	静岡県教育委員会学校人事課事務局参事兼課長
中 庭 雅 行	東京学芸大学学務部教育企画課長
橋 本 健 夫	長崎大学大学教育機能開発センター教授、 地域教育連携・支援センター長、学長特別補佐、 長崎県教員免許状更新講習運営協議会委員長
濱 本 一	埼玉県教育局市町村支援部副部長
原之園 哲 哉	鹿児島県教育庁教職員課長
本 郷 優紀子	桜美林大学教員免許状更新講習センター事務局長 eラーニング支援室長
松 宮 功	京都府総合教育センター次長 兼 北部研修所長
森 山 賢 一	玉川大学教育学部教授・教育学研究科教職専攻教授

(:主査、 :副主査、 :追加委員(平成25年12月~))
以上12名

「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」審議経過

- 第1回 平成25年9月13日(金) 10:00～12:00
議題 (1) 検討会議の設置について
(2) 本検討会議の検討事項について
(3) その他

中央教育審議会教員養成部会(第68回)
平成25年9月20日(金) 15:00～17:00
議題 教員免許更新制度の改善に係る検討会議の設置について 等

- 第2回 平成25年10月8日(火) 14:00～16:00
議題 (1) 前回までの検討について
(2) 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について
(3) 「必修領域」の在り方について
(4) その他

- 第3回 平成25年10月22日(火) 10:00～12:00
議題 (1) 前回までの検討について
(2) 免許状更新講習の開設時期の分散やeラーニングの活用について
(3) 修了認定試験の在り方について
(4) その他

- 第4回 平成25年11月12日(火) 14:00～16:00
議題 (1) eラーニングの活用について
(2) 免許状更新講習の改善の方向性について
(3) その他

- 第5回 平成25年12月13日(金) 10:00～12:00
議題 (1) 「教員免許更新制度の改善について(中間取りまとめ)案」について
(2) その他

- 第6回 平成26年1月31日(金) 10:00～12:00
議題 (1) 教員免許更新制度に係る制度面・運用面での改善策について
(2) その他

中央教育審議会教員養成部会（第69回）

平成26年2月5日（水）10：00～12：00

議題 教員免許更新制度の改善に係る検討会議について 等

第7回 平成26年2月18日（火）10：00～12：00

議題 （1）教員免許更新制度に係る制度面・運用面での改善策について
（2）必修領域の見直しと選択必修領域の導入について
（3）その他

第8回 平成26年3月11日（火）10：00～12：00

議題 （1）「教員免許更新制度の改善について」（報告）案について
（2）その他